ご意見	回答
「新しい生活様式」に対応した食品衛生対策(重点事業)について	
新型コロナウイルス感染症の影響で増加したテイクアウトやデリバリーなどの営業形態は、食中毒のリスクが高まることが考えられるため、提供に適したメニューや食品の衛生管理等について 監視指導を行っていただきたい。	テイクアウトやデリバリーなどのサービスを提供する飲食店への監視指導については、重点事業 として位置づけ、食中毒の発生防止に努めてまいります。
テイクアウト、デリバリー等が増加しているため、店舗で喫食する場合と比べて消費者側が注意 すべき点について具体的に提示をお願いしたい。	テイクアウトやデリバリーについては、営業者だけでなく消費者の方に対しても、購入後早めに 喫食すること等の注意点について、様々な機会を捉えて啓発を行っていきます。
「eラーニングによる講習会の導入」については、特に改正食品衛生法の周知や、学校等の給食施設の監視や従事者の衛生教育、食品の安全・安心に関する情報共有などに活用し、総合的な施策を推進していただきたい。	令和3年度はHACCPに沿った衛生管理をはじめとする改正法の周知を行う他、大規模食品工場や社会福祉施設などの調理従事者に対するeラーニング講習会の仕組みを新たに作るなど、食中毒予防のためにeラーニングによる講習会を推進していきます。
改正食品衛生法への対応(重点事業)について	
HACCP導入の経過措置期間が今年終了になるため、引き続き、きめ細やかなフォローをお願いしたい。	本市では、平成30年度から計画的にHACCP導入支援に取り組んでいます。特に、小規模事業者の皆様が負担を感じることなく、スムーズな導入ができるよう、事業者の視点でHACCPに関する助言ができる事業者団体とも協力しながら、引き続き、きめ細やかな支援を行っていきます。
自主衛生管理の推進について	
食品衛生責任者に関する記述で、「『横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例』で設置を定めていましたが、令和3年6月からは食品衛生法に基づき設置することになります。」とあるが、これは条例を廃止することを前提に書かれたものか。	食品衛生法の改正により、衛生管理に関する基準が全国一律のものとして食品衛生法施行規則(以下「省令」という。)で定められたことから、令和3年6月以降、省令による基準が適用されることになります。食品衛生責任者の選任(設置)は、省令による基準に定められているため、お示しした案の通りの記載としています。

····································	回答
監視指導の連携体制について	
広域的な食中毒の発生やその拡大防止、輸入食品等の安全確保対策のため、厚生労働省や近隣自治体との情報交換や緊密な連携をはかり、県一の規模である自治体として対策を牽引してほしい。	
その他	
一部の健康食品については、健康被害も出ていることから引き続き監視強化をお願いしたい。	営業者に対しては、日頃の監視指導により不良・違反食品等の排除に努めるとともに、食品衛生法の改正により創設された特定の成分を含む健康食品等による健康被害の届出制度について、広く周知します。 また、厚生労働省や食品安全委員会から健康食品等による健康被害情報を収集し、市民の皆様にも広くお知らせしていきます。
大豆由来の人造肉といった新規登場の食材について、安全に食するための注意点を示してほしい。	こうした新規登場の食品についても、市民の皆様が安心して食べられるよう、厚生労働省や食品安全委員会から積極的に情報を収集するとともに、適宜情報提供させていただきます。
実施結果概要版がとても分かりやすい。 また、昨年の結果報告がされていたので、今年度との違いが分かりやすかった。	食品衛生監視指導計画及び実施結果の概要版では、本市の食の安全・安心を守る仕組みを市 民の皆様により分かりやすく伝えるため、手に取りやすい雰囲気としたリーフレットを作成してい ます。 今後も、市民の皆様に「読んでみたい」と思っていただける内容となるよう、検討を重ねてまいり ます。